

厚生常任委員会

資料

令和元年10月31日（木）

福祉保健部

目 次

【報告事項】

I 今年度策定・改定を予定している主な計画について

〈議決計画〉

○ 第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画	··· ··· 1
----------------------	-----------

〈議決計画以外〉

○ 宮崎県再犯防止推進計画	··· ··· 7
---------------	-----------

○ 医師確保計画・外来医療計画	··· ··· 10
-----------------	------------

○ 宮崎県水道ビジョン	··· ··· 12
-------------	------------

○ 宮崎県社会的養育推進計画（仮称）	··· ··· 13
--------------------	------------

I 幼児教育・保育の無償化開始後の状況等について	··· ··· 15
--------------------------	------------

II 幼児教育・保育の無償化に伴う市町村の給食費の助成状況について	··· ··· 16
-----------------------------------	------------

IV 令和元年度宮崎県結婚・子育て意識調査結果の概要について	··· ··· 17
--------------------------------	------------

【資料】

○ 令和元年度 宮崎県結婚・子育て意識調査 調査結果報告書	
-------------------------------	--

| 今年度策定・改定を予定している主な計画について

第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画

福祉保健課

1 策定の根拠

改正子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく都道府県計画として策定

2 計画の期間

令和2年度から令和5年度まで（4年間）

3 アンケート調査等の概要

（1）アンケート調査（実施期間 平成31年3月）

目的	子どもの貧困対策に関する課題や有効な施策について把握する。
対象	市町村(26)、市町村教育委員会(26)、社会福祉協議会(27)、郡部福祉事務所(5)、支援団体(8)、子ども食堂(19)、学習支援団体(21)など
内容	国の「子供の貧困対策に関する大綱」において、重点的に取り組む4つの柱の施策のうち、「非常に有効」「有効」と考えるものを選択する形式でアンケート調査を実施した。（複数回答可） ※教育の支援（15項目）、生活の支援（16項目）、保護者の就労支援（3項目）、経済的支援（6項目）
回答率	93.3%（134団体のうち125団体が回答）
主な回答	「非常に有効」とされた支援 【教育の支援】 ① 学校を窓口とした福祉関係機関等との連携（75団体） ② 生活困窮世帯等への学習支援（67団体） ③ 高等教育の機会を保障する奨学金等の経済的支援の充実（53団体） 【生活の支援】 ① 保護者の自立支援（67団体） ② 関係機関の連携（60団体） ③ 社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化（50団体） 【保護者に対する就労の支援】 ① 親の就労支援（42団体） ② 就労機会の確保（39団体） ③ 親の学び直しの支援（25団体） 【経済的支援】 ① 生活保護世帯の子供の進学時の支援（34団体） ② 教育扶助の支給方法（20団体） ③ 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大（19団体）

(2) 市町村計画の調査

目的	市町村計画において、必要とされる支援の調査を行う。
策定市町	日南市、日向市、えびの市、高鍋町 (平成28年度策定) 都城市、延岡市、小林市、串間市、西都市 (平成29年度策定) 三股町 (平成30年度策定)
主な調査対象	① 小学生、中学生、高校生（各自治体で年次を指定） ② 未就学児、小学生、中学生、高校生の保護者（各自治体で年次指定） ③ 民生・児童委員、主任児童委員 ④ 教職員、教育・保育サービス事業者 ⑤ 支援に携わる団体 等
主な課題	① 家庭の生活困難な状況が子どもの育ちに影響している ② 支援制度の周知が十分に行われていない ③ 地域において家庭の状況を把握することが困難な状況にある ④ 全国と比較して就学援助認定率が増加している
必要とされる主な支援	① 生活や学習等に課題を抱える子どもの学習支援（7市1町） ② 子どもに関する相談を包括的に対応できる体制の整備（6市1町） ③ 地域住民と連携を図りながら、学校や家庭以外で子どもが安心して通える居場所づくり（5市） ④ 学校において子どもの生活支援などを行う専門人材（スクールソーシャルワーカーなど）の設置・拡充（4市1町） ⑤ 親に対する就労支援や生活支援、経済的支援（4市1町） ⑥ 様々な方面的支援者や支援機関等が連携して支援するためのネットワークづくり（3市） ⑦ 行政や学校、企業、NPO等の関係団体との連携による地域全体での取組（3市）

4 課題

- (1) 保護者に対する就労・生活支援の充実
- (2) 教育の支援の充実
- (3) 関係団体の連携及び人材の確保
- (4) 各種支援制度の周知の徹底

5 対策の柱

- (1) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
- (2) 教育の支援
- (3) 生活の安定に資するための支援
- (4) 経済的支援

6 数値目標

	項目	目標値 (令和5年度)	現状値 (平成30年度)
1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	94.0%	92.1%
2	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	4.0%	5.2%
3	公立小・中学校でスクールソーシャルワーカーが子どもの貧困対策に関する研修を実施した割合	100%	—
4	市町村の子どもの貧困対策推進計画策定率 (26市町村)	100% (26市町村)	38.5% (10市町)

※ 状況を把握し計画の実効性を担保するため、20の指標を設定

7 計画の主な改正内容等

(1) 課題等の把握

- ① 市町村計画において必要とされる支援の調査を実施
- ② アンケート調査等の結果を受け、課題に「関係団体の連携及び人材の確保」を追加

(2) 国の大綱を踏まえた指標の設定（主なもの）

- ① 「スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合」（小・中学校）
- ② 「高等教育の修学支援新制度の利用者数」（学校種別）
- ③ 「ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合」（母子・父子世帯）

(3) 県独自の数値目標の設定

- ① 「公立小・中学校でスクールソーシャルワーカーが子どもの貧困対策に関する研修を実施した割合」を設定
- ② 「市町村の子どもの貧困対策推進計画策定率」を設定

(4) 具体的な取組内容の追加

- ① 「高等教育の修学支援新制度などによる経済的支援」を追加
- ② 「支援制度の周知」を追加
- ③ 「関係団体が連携したネットワークの構築」を追加
- ④ 「支援を行う人材の育成・確保」
- ⑤ 「子ども宅食などのフードバンクに関する支援」を追加
- ⑥ 「子ども食堂などの居場所づくりに関する支援」を追加
- ⑦ 「ひとり親家庭の医療費の助成」を追加

8 今後のスケジュール（予定）

令和元年11月 宮崎県子どもの貧困対策協議会の意見聴取

12月 常任委員会に報告（第2期計画素案）

パブリックコメントの実施

令和元年1月 宮崎県子どもの貧困対策協議会の意見聴取

3月 常任委員会で審議（第2期計画案）

【子どもの貧困に関する指標】

	項目	全国	宮崎県	備考
1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	93.7%	92.1%	国:平成30年4月1日現在
2	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	4.1%	5.2%	県:平成31年4月1日現在
3	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	36.0%	23.1%	
4	児童養護施設の子どもの進学率(中学校卒業後)	95.8%	100.0%	平成30年5月1日現在
5	児童養護施設の子どもの進学率(高等学校卒業後)	30.8%	34.8%	
6	ひとり親家庭の子どもの就園率(保育所・幼稚園等)	81.7%	88.9%	国:平成28年度現在 県:平成29年度現在
(新)7	全世帯の子どもの高等学校中退率	1.3%	1.5%	平成29年度現在 (国公私立学校)
(新)8	全世帯の子どもの高等学校中退者数	46,802人	491人	
(新)9	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(小学校)	45.2%	45.4%	国:平成29年度実績 県:平成30年度実績 (公立学校)
(新)10	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(中学校)	53.5%	65.9%	国:平成29年度実績 県:平成30年度実績 (公立学校)
11	スクールカウンセラーの配置率(小学校)	66.0%	要請に応じてすべての小学校に対応	国:平成29年度実績 県:平成30年度実績 (公立学校)
12	スクールカウンセラーの配置率(中学校)	89.6%	配置校83校のほか、要請に応じてすべての中学校に対応	国:平成29年度実績 県:平成30年度実績 (公立学校)
13	就学援助制度に関する周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合)	65.6%	92.3%	平成29年度
(新)14	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(小学校)	47.2%	34.6%	平成30年度
(新)15	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(中学校)	56.8%	42.3%	
(新)16	高等教育の修学支援新制度の利用者数(学校種別)	-	-	
17	ひとり親家庭の親の就業率(母子世帯)	80.8%	83.9%	
18	ひとり親家庭の親の就業率(父子世帯)	88.1%	89.7%	
(新)19	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合(母子世帯)	44.4%	49.3%	平成27年国勢調査
(新)20	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合(父子世帯)	69.4%	67.6%	

施策の体系図

＜基本理念＞

すべての子どもが生まれ育つた環境に左右されず、将来に夢や希望を持つて安心して育つことのできる社会の実現を目指す

＜基本方針＞

温かな県民性に育まれた地域の繋がりを活かし、県民・関係団体・行政が連携・協力して子どもの貧困対策に取り組む

＜対策の4つの柱＞

1 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

2 教育の支援

3 生活の安定に資するための支援

4 経済的支援

<施策>

- (1) 保護者に対する生活支援
- (2) 保護者に対する就労支援

- (1) 「学校」をプラットフォームとした総合的な対策の展開
- (2) 幼児教育・保育の質の向上
- (3) 就学支援の充実
- (4) 大学等進学に対する教育機会の提供
- (5) 生活困窮世帯等への学習支援
- (6) その他の教育支援

- (1) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備
- (2) 子どもに対する生活支援
- (3) 子どもに対する就労支援
- (4) 支援体制の充実強化
- (5) その他の生活支援

- (1) 生活を下支えする手当等

<具体的な取組>

- (1) 自立支援
- (2) 保育等の確保
- (3) 心身の健康確保

- (1) 就労支援
- (2) 学び直しの支援

- (1) 学校教育による学力保障
- (2) 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携
- (3) 地域による学習支援
- (4) 高等学校等における就学継続のための支援

- (1) 小学校就学前段階の就学支援の充実
- (2) 義務教育段階の就学支援の充実
- (3) 「高校生等奨学給付金制度」などによる経済的負担の軽減
- (4) 特別支援教育に関する支援の充実

- (1) 高等教育の修学支援新制度などによる経済的支援
- (2) 県立大学生・専門学校生に対する経済的支援

- (1) 子どもの食事・栄養状態の確保
- (2) 多様な体験活動の機会の提供
- (3) 支援制度の周知

- (1) 関係団体が連携したネットワークの構築
- (2) 支援を行う人材の育成・確保

- (1) 児童養護施設等の退所児童等の支援
- (2) 子ども宅食などのフードバンクに関する支援
- (3) 子ども食堂などの居場所づくりに関する支援
- (4) 子どもの健康づくりに関する支援

- (1) 児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援
- (2) 就労困難な子どもや高校中退者等への就労支援
- (3) 定時制高校に進学する子どもの就労支援

- (1) 児童福祉施設の体制強化、里親の新規開拓の推進
- (2) 児童相談所の相談機能強化
- (3) 相談職員の資質向上

- (1) 母子保健や児童福祉における切れ目のない支援等
- (2) 住宅支援

- (1) 児童扶養手当等の各種手当の支給
- (2) 母子父子寡婦福祉資金等の貸付
- (3) ひとり親家庭の医療費の助成
- (4) 生活保護制度における経済的支援
- (5) 養育費の確保

宮崎県再犯防止推進計画

福祉保健課

1 現在の取組状況と課題

(1) 策定の背景

- ・ 全国の刑法犯の検挙件数は減少傾向にある一方で、検挙人員に占める再犯者の比率は一貫して上昇しており、平成30年には昭和47年以降最も高い48.8%（本県47.3%）
- ・ 平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行し、国の再犯防止推進計画の策定（※）を法定義務化するとともに、地方公共団体においても同計画の策定を努力義務化

※国の「再犯防止推進計画」（平成29年12月閣議決定）

(2) 県の取組

- ・ 高齢者又は障がいのある者を、矯正施設出所後、福祉サービスにつなぐため、平成22年度から、「宮崎県地域生活定着支援センター」を設置・運営
- ・ 更生保護強調月間「社会を明るくする運動」（7月）への協力

(3) 課題

- ・ 更生保護・矯正施策は、これまで国の専管事項とされ、県、国、関係機関等との課題等に関する情報共有や、庁内の関係各課の横断的な連携が不十分

2 計画策定の方向性

県庁内の関係部局はもとより、国の機関や関係団体等と連携しながら、以下の取組を実施していくことにより、本県の再犯防止の推進を図る。

【取組の方向性】

① 国、市町村及び関係団体との連携強化

- ・ 再犯防止推進協議会（仮称）の設置
- ・ 市町村との連携強化、必要な情報の提供等
- ・ 国の機関等が実施する会議等におけるケースに応じた各関係部署担当者の参加

② 就労・住居の確保

- ・ 県が実施する就労支援に関する取組等の内容についての情報の提供・共有化
- ・ 住居確保のための諸制度への円滑なつなぎ
- ・ 住宅セーフティネットの充実

③ 保健医療・福祉サービスの利用促進

- ・ 地域生活定着支援センターを中心とした各福祉・保健医療との連携体制の構築
- ・ 起訴猶予等の高齢者等を福祉的サービスに繋げる支援（入口支援）の実施の検討
- ・ 保健・医療・福祉機関・団体の職員に対する再犯防止に関する研修の実施

④ 非行の防止等

- ・ 教育に関わる相談事業や非行少年防止に取り組む民間団体の活動等の情報提供・共有化

⑤ 特性に応じた効果的な支援のための取組

- ・ 薬物依存症者等を対象とした地域の保健・医療・福祉機関・団体との連携体制の構築
- ・ 暴力団離脱希望者の社会復帰の支援の実施
- ・ 性犯罪者等が出所後に再犯に陥らないための支援の実施
- ・ 人権問題や多重債務問題など、犯罪をした者等が抱える様々な問題への対応
- ・ 犯罪をした者等への社会貢献活動の推進
- ・ 犯罪被害者の心情に配慮した再犯防止対策の実施

⑥ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発

- ・ 民間ボランティアの確保及び活動に対する周知への協力
- ・ 長年、再犯防止に資する活動に尽力している民間団体等の表彰
- ・ 社会を明るくする運動や再犯防止啓発月間の期間を中心とした広報・啓発運動の強化

3 策定作業の進捗状況

令和元年 5 月	アンケート調査の実施
10月 4 日	第一回再犯防止推進計画検討協議会
10月末	常任委員会報告
11月（予定）	第二回再犯防止推進計画検討協議会
12月（予定）	パブリックコメント
令和二年 2 月（予定）	常任委員会報告
3 月（予定）	策定

(参考) 宮崎県再犯防止推進計画の体系図

宮崎県再犯防止推進計画 ※期間 令和2年4月～令和6年3月

I 基本方針

犯罪をした者等が、多様化の進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員として復帰を図ることにより、県民の犯罪被害の防止と県民誰もが生きごこちの良い地域社会づくりを実現する。

II 成果指標・目標値（令和5年12月まで）

犯行時の居住地が宮崎県である新受刑者の再入所者率 15%減少（50人以下）
※基準値59.2人（平成26年から30年までの平均値）

取組の方向性

① 国、市町村及び関係団体との連携強化

- 再犯防止推進協議会（仮称）の設置
- 再犯防止に係る庁内連絡調整会議の実施
- 市町村との連携強化、必要な情報の提供等
- 国の機関等が実施する会議等におけるケースに応じた各関係部署担当者の参加

② 就労・住居の確保

- 国の矯正・更生保護の機関が実施する就労関係の会議に参加するなどして、県が実施する就労支援に関する取組等の内容についての情報の提供・共有化
- 住居確保のための諸制度への円滑なつなぎ
- 住宅セーフティネットの充実

③ 保健医療・福祉サービスの利用促進

- 地域生活定着支援センターを中心とした各福祉・医療機関との連携体制の構築
- 国の動向を踏まえ、起訴猶予等となった高齢者や障がい者を福祉的サービスに繋げる支援（入口支援）の実施の検討
- 保健・医療・福祉機関・団体の職員に対する再犯防止に関する研修の実施

④ 非行の防止等

- 県が実施する非行防止等に関わる各種会議に、国の機関が参加するなどして、教育に関わる相談事業や非行少年防止に取り組む民間団体の活動等の情報の提供・共有化

⑤ 特性に応じた効果的な支援のための取組

- 薬物依存症者等を対象とした地域の保健・医療・福祉機関・団体との連携体制の構築
- 暴力団離脱者の社会復帰の支援の実施
- 性犯罪者等が出所後に再犯に陥らないための支援の実施
- 人権問題や多重債務問題など、犯罪をした者等が抱える様々な問題への対応
- 犯罪をした者等への社会貢献活動の推進
- 犯罪被害者的心情に配慮した再犯防止対策の実施

⑥ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

- 民間ボランティアの確保及び活動の周知への協力
- 長年、再犯防止に資する活動に尽力している民間団体等の表彰
- “社会を明るくする運動”や“再犯防止啓発月間”期間を中心とした広報・啓発運動の強化

医師確保計画・外来医療計画(第7次宮崎県医療計画一部改定)

医療薬務課

1 現在の取組状況と課題

【策定の背景】

- ・ 全国的に、地域間の医師の偏在が課題とされながら解消が図られていない。
- ・ 地域で中心的に外来医療を担う無床診療所の開設状況が都市部に偏っており、医療機関の連携の取組も、個々の医療機関の自主的な取組に委ねられている。
- ・ これらの背景を受け、平成30年7月、医療法の一部が改正され、「医師の確保に関する事項」(以下「医師確保計画」という。)及び「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」(以下「外来医療計画」という。)について、医療計画に記載することとされた。

【県の取組】

- ・ 宮崎大学医学部、宮崎県医師会及び市町村等と連携し、オール宮崎で医学生及び若手医師の県内定着に向けた取組を実施するとともに、自治医科大学卒業医師の派遣等により、医師のキャリア形成と一体的に医師確保対策を行ってきた。
- ・ 医療計画に掲げる5疾病5事業及び在宅医療について課題とその対策を設け、施策を行ってきた。

【課題】

- ・ 医師の増加及び地域間の医師偏在の解消等に向けた取組を通じ、地域における医療提供体制を確保する必要がある。

2 計画策定の方向性

(1) 医師確保計画

ア 県及び二次医療圏ごとの医師の確保の方針

- ・ 医師偏在指標を踏まえ、二次医療圏単位の医師少数区域、医師多数区域を設定し、県及び各二次医療圏ごとに医師確保の方針を設定

イ 県及び二次医療圏ごとの確保すべき医師の数の目標

- ・ 医師偏在指標を踏まえ、第7次医療計画期間終了時(2023年)に達成する目標医師数を県及び各二次医療圏ごとに設定

ウ 目標の達成に向けた医師の派遣その他の医師の確保に関する施策

- ・ 県内における医師の派遣調整及びキャリア形成プログラムの策定・運用による短期的施策と宮崎大学医学部等の推薦入試枠の確保による長期的施策等を実施

(2) 外来医療計画

- ア 外来医療に係る医療提供体制の整備
 - ・ 外来医療に係る医療提供体制の協議の場の設定
- イ 外来医師偏在指標と外来医師多数区域の設定
 - ・ 外来医療の地域偏在を示す外来医師偏在指標が全国上位 33.3% に位置づけられる二次医療圏を外来医師多数区域として設定
- ウ 外来医療提供体制の協議及び協議を踏まえた取組
 - ・ 外来医療の提供状況の可視化
 - ・ 地域で不足する外来医療機能の協議の場における検討
 - ・ 外来医師多数区域で、新規開業者に求める外来医療機能に係る協議
- エ 医療機器の効率的な活用に関する事項
 - ・ 医療機器の保有状況の可視化
 - ・ 医療機器の効率的な活用を行うための協議の場の設定

3 策定作業の進捗状況

令和元年 5月 医療審議会開催（策定の基本方針決定）

6月 県議会常任委員会に報告

7月 第1回地域医療対策協議会

8月 第1回医療計画策定委員会

10月 第2回医療計画策定委員会

県医師会・都市医師会への説明、意見聴取

11月 第3回医療計画策定委員会

第2回地域医療対策協議会

医療審議会

12月 常任委員会へ報告（計画素案）

パブリックコメント・関係団体・市町村、協議の場への意見聴取

令和2年 1月 第4回医療計画策定委員会（最終案決定）

2月頃 第3回地域医療対策協議会

医療審議会へ諮問・答申（計画案）

3月 常任委員会へ報告

計画改定

宮崎県水道ビジョン

衛生管理課

1 現在の取組状況

【策定の背景】

- ・国は、水道を取り巻く環境の大きな変化に対応するため、50年、100年後の将来を見据えた水道の理想像を明示するなど、取組の方向性やその実現方策を提示した新水道ビジョンを策定した。
- ・新水道ビジョンでは、都道府県水道行政の立場から将来の地域における水道のあり方を設定するため、都道府県が自らビジョンを策定することを求められている。

【県の取組】

- ・新水道ビジョンの中で国が推進している広域連携のあり方について、平成28年度から県内3ブロックごとに検討を行ってきた。
- ・平成30年度にビジョン策定委員会を設置し、市町村等へのアンケート調査を行い、現状分析と課題抽出を実施してきた。

2 計画策定の方向性と課題

以下の3つの基本方針を掲げ、各種施策に取り組むこととする。

(1) 安全・安心な水を供給し続ける水道を目指す。

現在は、適切な水処理により安全で良質な水を供給できているが、今後も安心して使用できる水道水を確保するため、引き続き水質管理の徹底を図っていく必要がある。

(2) 災害の影響を最小限にとどめる強靭な水道を目指す。

自然災害時でも安定した水の供給が求められるため、適切な資産管理を実施し、水道施設の耐震化や施設規模の適正化を行い、危機管理対策の強化を図っていく必要がある。

(3) 将来にわたって健全な事業運営が持続する水道を目指す。

人口減少社会の到来による水道事業体の職員数減少や収益減少などの課題があるため、人材育成や技術継承、経営の健全化に資する広域連携の推進を図っていく必要がある。

3 計画策定のスケジュール

令和元年	6月	厚生常任委員会に報告（ビジョン概要）
	6～9月	市町村等ヒアリングの実施
	7月	策定委員会の開催
	8月	市町村等水道主管課長会議での意見聴取
	10月	策定委員会の開催
	12月（予定）	厚生常任委員会に報告（ビジョン素案） パブリックコメントの実施
令和2年	2月（予定）	策定委員会の開催
	3月（予定）	厚生常任委員会に報告（ビジョン案） ビジョン策定

宮崎県社会的養育推進計画（仮称）

こども家庭課

1 現在の取組状況と課題

(1) 策定の背景

平成28年の改正児童福祉法において明示された「家庭養育優先原則」の徹底や「子どもの最善の利益」の実現を図るため、国は全都道府県に通知を発出し、社会的養育推進に関する新たな都道府県計画の策定及びその着実な推進について要請がなされた。

(2) 県の取組

平成27年に策定した「宮崎県家庭的養護推進計画」に基づき、代替養育を必要とする児童ができる限り家庭的な環境の中で養育されるよう、里親等委託を進めるとともに、施設の小規模化・地域分散化等に向けた取組を推進してきた。

(3) 課題

- 「宮崎県家庭的養護推進計画」において、2029年度までの目標としている里親等委託率35%の達成に向け、里親制度の普及・啓発や里親の養育力向上のためのトレーニング等を実施しているが、平成30年度末の里親等委託率は、13.4%と伸び悩んでおり、里親等委託を強力に推進するための取組が求められる。
- 近年、児童虐待通告件数が大きく増加する中で、児童相談所が子ども家庭福祉の専門機関として相談支援業務を適切に行っていくためには、児童相談所の体制・専門性を強化するとともに、市町村や警察、学校等関係機関との連携をさらに強化していく必要がある。

2 計画策定の方向性

- 子どもが権利の主体であるとの認識の下、養育において支援や保護を必要とする児童の最善の利益を実現できる社会的養育推進体制を整備する。
- 計画の進捗状況を把握するため、里親等委託率等の指標となる目標値を設定する。

【取組の方向性】

① 当事者である子どもの権利擁護の取組

- 当事者である子どもからの意見聴取の方策や子どもの権利を代弁する方策等について検討

② 市町村の子ども家庭支援体制構築等に向けた県の取組

- 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の全市町村での設置を支援

③ 里親等への委託の推進に向けた取組

- ・ 里親等委託に関する一連の支援業務を包括的に行う体制を整備することにより里親等委託を推進

④ 特別養子縁組等の推進のための支援体制構築に向けた取組

- ・ 子どもに永続的で安定した養育環境を保障する特別養子縁組の成立を支援

⑤ 施設の小規模・地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- ・ 施設の持つ高い専門性を生かした施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた取組を支援

⑥ 一時保護改革に向けた取組

- ・ 一人一人の子どもの状況に応じた適切な一時保護の実施

⑦ 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- ・ 社会的養護の下で育った子どもの社会的自立を支援

⑧ 児童相談所強化等に向けた取組

- ・ 児童相談所の体制強化及び関係機関との連携強化

3 策定作業の進捗状況

平成30年 8月～	児童福祉施設協議会との協議（全9回）
平成31年 2月	里親支援に係る県外調査（大分県）
3月	社会福祉審議会児童福祉専門分科会での説明 里親委託等推進委員会での協議
4月	市町村に対し計画策定について説明 今後の子ども家庭支援に係る市町村意向調査（～5月）
令和元年 5月	児童養護施設等における施設の小規模化・地域分散化等に 係る調査（～6月）
6月	厚生常任委員会に報告（計画概要）
7月	里親委託児童及び施設入所児童に対し意見聴取（～9月）
10月	社会福祉審議会児童福祉専門分科会の意見聴取（計画素案） 厚生常任委員会に報告
12月（予定）	厚生常任委員会に報告（計画素案）
（予定）	パブリックコメントの実施
令和2年 2月（予定）	社会福祉審議会児童福祉専門分科会の意見聴取（計画案）
3月（予定）	厚生常任委員会に報告（計画案）
（予定）	計画策定

II 幼児教育・保育の無償化開始後の状況等について

こども政策課

1 幼児教育・保育の無償化開始後の状況

(1) 就学前児童数の推移

就学前児童数 (4月1日)		0～2歳	3～5歳	合計
	R元	25,736	28,611	54,347
	H30	26,592	29,234	55,826
	差(R元-H30)	△ 856	△ 623	△ 1,479

(2) 入所児童数の推移

※ 幼稚園、保育所（小規模保育事業所等を含む）及び認定こども園

R元		0～2歳	3～5歳	総計	① 増加率 (②)/(①) ② 8.0%
	4月1日	14,298	26,882	41,180	
	10月1日	16,440	28,014	44,454	
	差(10月-4月)	2,142	1,132	3,274	
H30		0～2歳	3～5歳	総計	①' 増加率 (②' /①') ②' 7.6%
	4月1日	14,256	27,320	41,576	
	10月1日	16,568	28,159	44,727	
	差(10月-4月)	2,312	839	3,151	

平成30年度に比べ、4月から10月の入所児童数の増加率が0.4ポイント伸びた。要因は3～5歳の入所児童数の増加率が、昨年度を上回ったことによるもの。

(3) 入所率の推移

4月1日		0～2歳	3～5歳	総計
	R元	55.6%	94.0%	75.8%
	H30	53.6%	93.5%	74.5%
	差(R元-H30)	1.9	0.5	1.3
10月1日		0～2歳	3～5歳	総計
	R元	63.9%	97.9%	81.8%
	H30	62.3%	96.3%	80.1%
	差(R元-H30)	1.6	1.6	1.7

※ 入所率 (= (2) 入所児童数 ÷ (1) 就学前児童数) 算出に使用する「就学前児童数」は、各年度4月1日現在の人数を使用しているため、10月1日の入所率は参考値である。

2 今後の対応について

年度途中（10月）に制度が開始されたこともあり、現時点では昨年度と比べ顕著な変化は見られないが、来年度4月入所の動向について引き続き注視し、必要な保育の受け皿が確保できるよう、施設整備や保育士確保等に市町村と連携して取り組んでいく。

III 幼児教育・保育の無償化に伴う市町村の給食費の助成状況について

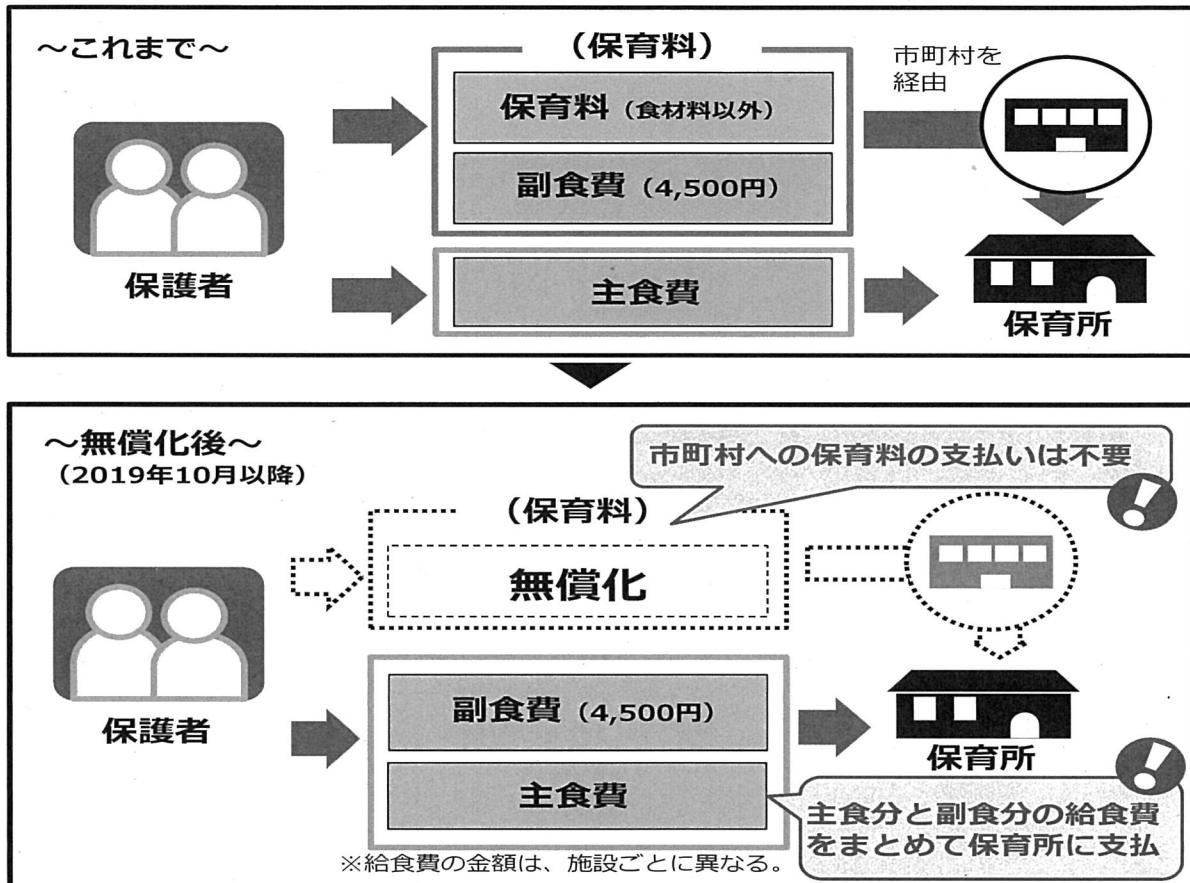
こども政策課

1 無償化に伴う食材料費の取扱い

保育所等で提供される給食の食材料費は、これまで施設による徴収または保育料の一部として、保護者負担となっていた。

今回の無償化においては、通園送迎費等の実費徴収分については無償化の対象外とされ、食材料費についても引き続き保護者負担となっている。

なお、食材料費のうち副食費（おかず代等）の目安は、月額4,500円とされている。



2 副食費の免除（国基準）

- ① 年収360万円未満相当の世帯の子ども
- ② 年収360万円相当以上の世帯の第3子以降の子ども

＜多子カウントの方法＞

世帯の収入	2号認定（保育が必要な3～5歳児）	1号認定（左記以外の3～5歳児）
360万円相当以上	0歳から小学校就学前までの子	3歳から小学校3年生までの子

3 市町村独自の助成状況

(1) 国基準の対象とならない所得階層への独自助成（7市町村）

- 1号、2号認定を問わず3～5歳児に対する助成（高原町、川南町、諸塙村、椎葉村、美郷町）
- 2号認定の子どもに対する助成（串間市、都農町）

(2) 多子カウント要件の対象とならない子どもへの独自助成（4市町）

- 第1子に年齢制限を設けず、第3子以降に対する助成（えびの市、日之影町）
- 大学生以下の子を第1子とし、第4子以降に対する助成（新富町）
- 同時期に入所している第2子に対する助成（綾町）

IV 令和元年度 宮崎県結婚・子育て意識調査結果の概要について

こども政策課

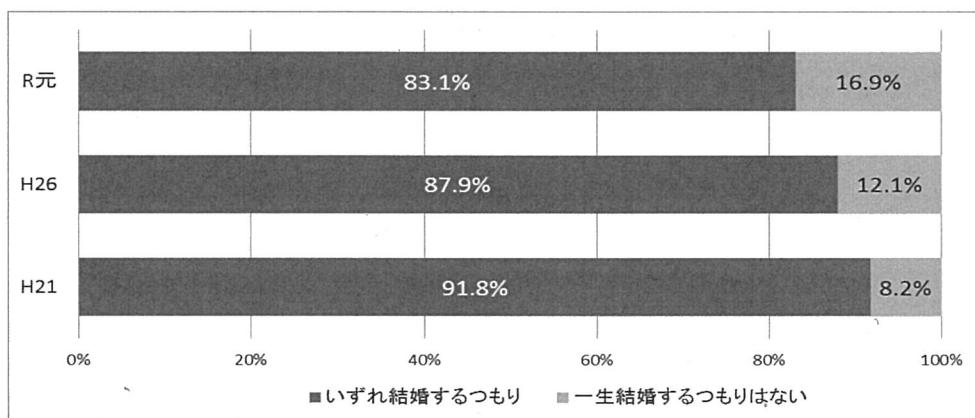
1 調査目的等

結婚や子育てに関する県民の意識や意見などについて、アンケート調査を実施し、今後の新たな施策や第2期子ども・子育て応援プラン策定の検討材料として活用する。

- ・ 調査時期：令和元年7月
- ・ 調査対象：県内在住の20歳～49歳の方から、3,000人を無作為に抽出
- ・ 調査方法：調査票を郵送
- ・ 回答者数：894人/3,000人 [回答率 29.8%] (前回(H26) 25.5%)

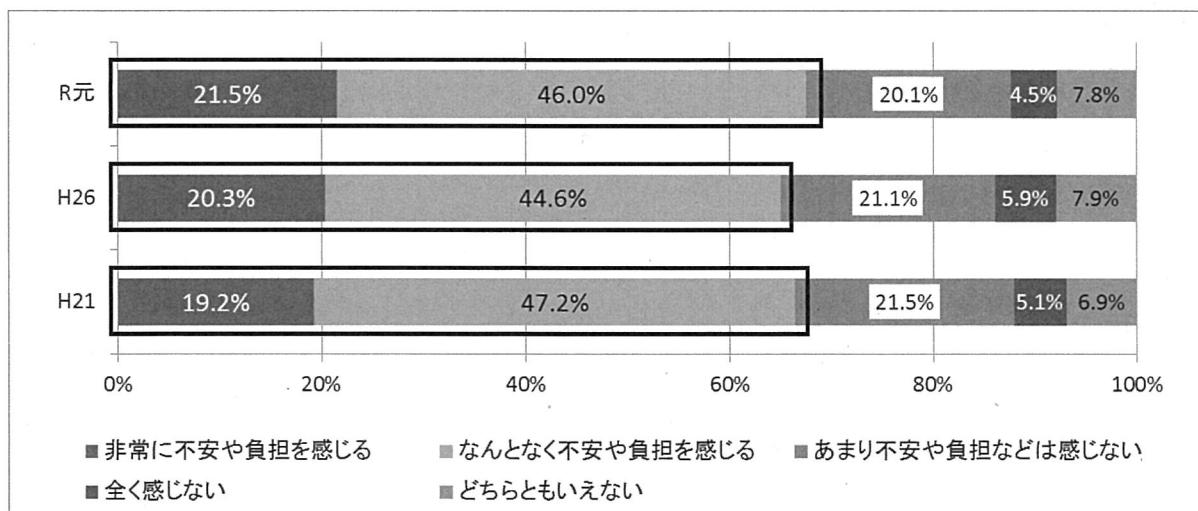
2 結果の概要

(1) いずれ結婚するつもりと回答した未婚者 83.1%

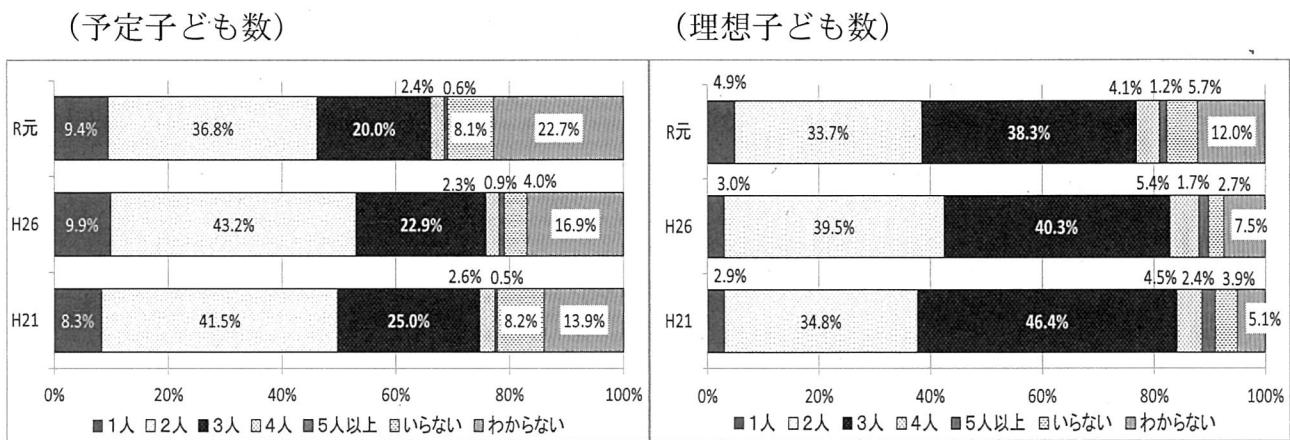


(2) 子育てに関する不安感・負担感を感じる人の割合 67.5%

※「非常に感じる」、「何となく感じる」の合計

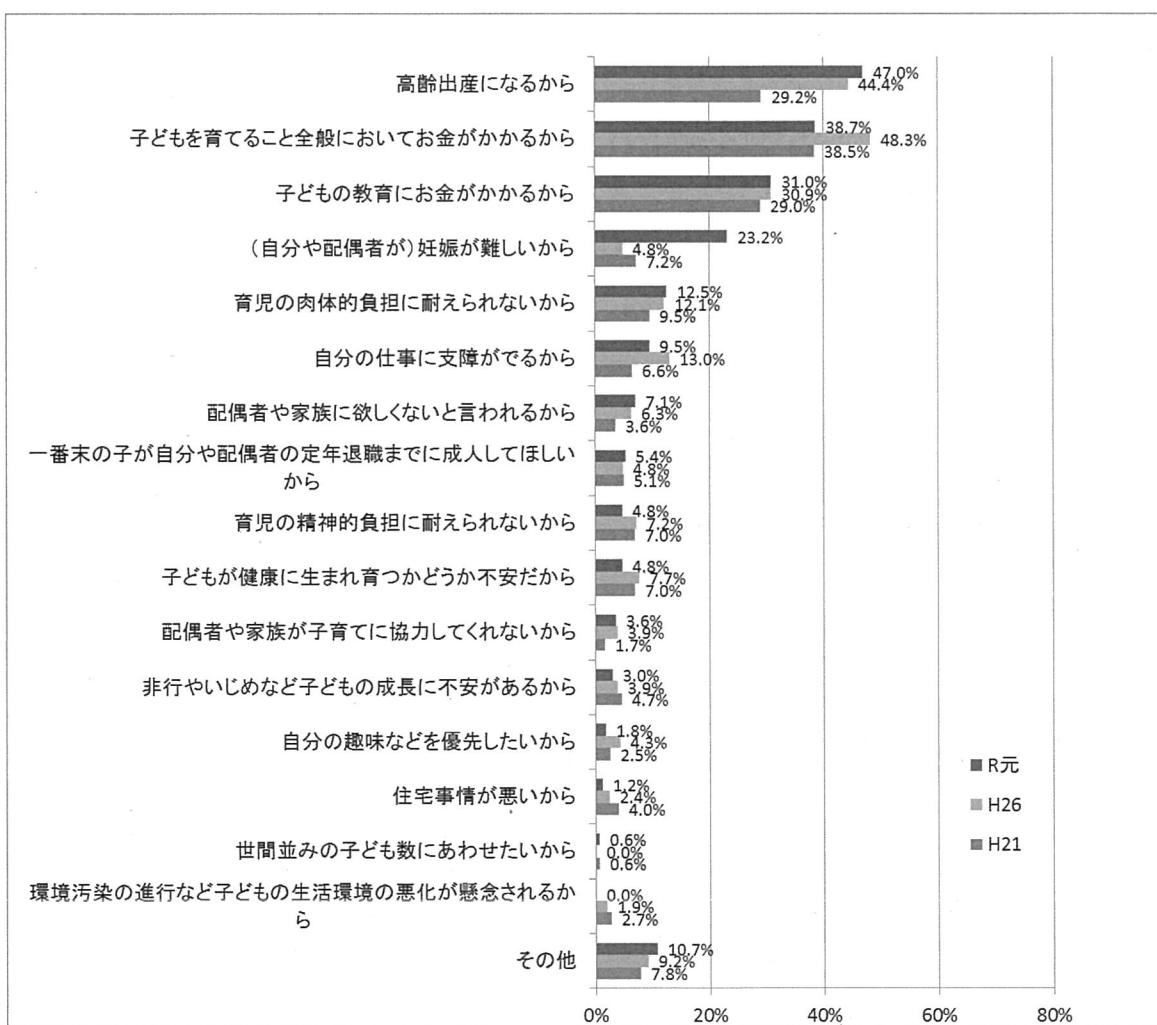


(3) 予定している子どもの数は「2人」が最も多い 36.8%
 理想としている子どもの数は「3人」が最も多い 38.3%



(4) 予定子ども数が理想子ども数よりも少ない理由

「高齢出産になるから」が最も多く 47.0%で、「子どもを育てる全般にお金がかかるから」が 38.7%で第2位となっている。



(5) 子育て環境の整備について行政に望むこと

「出産費用の援助や児童手当、扶養控除の増額など子育てのための経済的支援の拡充」が最も多く 51.7%で、「保育所・幼稚園・認定こども園などの費用負担の軽減（給食費などを含む）」が 33.9%で第 2 位となっている。

